

マイカー通勤手当の非課税制度の拡充

基準額の引上げ

国家公務員に対する「令和7年度人事院勧告」を受けて、マイカー通勤手当の非課税制度について、次のとおり拡充される。

① 非課税限度額に65km以上の新たな距離区分を新設(上限66,400円)

② 月5,000円までの駐車場代を非課税とする措置を創設

【適用時期】令和8年4月1日以後に支払われるべき通勤手当から

＜改正の内容＞

※「令和7年度人事院勧告」を受けて、令和7年4月に遡及して非課税とする政令改正を先行して実施した部分

通勤距離区分(片道)	マイカー通勤手当の非課税限度額(①)		
	～R7.3	R7.4～R8.3※	改正後(R8.4～)
2km未満	全額課税		
2km以上 10km未満	4,200円		
10km以上 15km未満	7,100円	7,300円	
15km以上 25km未満	12,900円	13,500円	
25km以上 35km未満	18,700円	19,700円	
35km以上 45km未満	24,400円	25,900円	
45km以上 55km未満	28,000円	32,300円	
55km以上 <u>65km未満</u>	31,600円	38,700円	38,700円
<u>65km以上 75km未満</u>			<u>45,700円</u>
<u>75km以上 85km未満</u>			<u>52,700円</u>
<u>85km以上 95km未満</u>			<u>59,600円</u>
<u>95km以上</u>			<u>66,400円</u>

【改正後(R8.4～)】

一定の駐車場等の利用に対する通勤手当を受ける場合

+

月5,000円を上限に
駐車場等の料金相当額
を非課税限度額に加算(②)



《実務上のポイント》

「一定の駐車場等」は、通勤のために使用する自動車等の駐車のための駐車場等のうち、その通勤手当の支払を受ける人の勤務する場所の周辺またはその人が通勤のために利用する交通機関の駅、停留所その他の施設の周辺にあるものを指す。